

令和8年1月29日開会

第786回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第1号 令和7年度むつ市一般会計補正予算について（総務課）

議案第2号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例（生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

報告第1号 むつ市議会第266回定例会報告（総務課）

報告第2号 むつ市議会第170回臨時会報告（総務課）

報告第3号 市指定文化財「一ノ谷屋島合戦図屏風」の修復について（生涯学習課）

< その他 >

議案第 1 号

令和 7 年度むつ市一般会計補正予算案

令和 7 年度むつ市一般会計補正予算案を提出したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

令和 7 年度の学校環境改善交付金を活用して学校施設の整備を進めるため、工事等に要する経費について補正予算計上するものである。

また、年度内の完了が見込めない各事業の経費について、繰越明許費を設定するものである。

令和7年度むつ市一般会計補正予算案（総務課分）

1 概要

財源に令和7年度学校環境改善交付金（国庫補助金）を活用して学校施設の整備を進めるため、各事業において所要の経費を補正予算計上するほか、（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業では、継続費を廃止して繰越明許費を設定する。

また、先般のむつ市議会第266回定例会及び第170回臨時会にて可決された小中学校災害復旧事業についても、年度内に完了が見込めないため繰越明許費を設定する。

2 対象

- ①小学校環境整備事業（トイレ洋式化：第三田名部小学校、大湊小学校）
 - ②中学校環境整備事業（トイレ洋式化：大畑中学校）
 - ③（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業
 - ④小学校災害復旧事業（大湊小学校、大平小学校、大畑小学校）
 - ⑤中学校災害復旧事業（田名部中学校、大湊中学校、大畑中学校、川内中学校）
- ※④⑤は繰越明許費の設定のみ

3 事業スケジュール

令和8年3月 補正予算に係る議会提案

①②小中学校環境整備事業（トイレ洋式化）

令和8年4月 工事請負契約

令和9年3月 完了見込

③（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業

令和8年5月 設計委託完了

令和8年6月 工事監理、工事請負業務契約

令和9年2月 完了見込

④⑤小中学校災害復旧事業

令和8年5月 設計委託完了

令和8年6月 工事請負業務契約

令和9年3月 完了見込

4 補正予算案

①小学校環境整備事業（トイレ洋式化：第三田名部小学校、大湊小学校）

歳出見積額	工事請負費	63,910千円
歳入見積額	学校施設環境改善交付金	20,678千円
	学校教育施設等整備事業債	43,200千円
	一般財源	32千円

②中学校環境整備事業（トイレ洋式化：大畑中学校）

歳出見積額	工事請負費	81,807千円
歳入見積額	学校施設環境改善交付金	25,635千円
	学校教育施設等整備事業債	56,100千円
	一般財源	72千円

③（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業

歳出見積額	委託料、工事請負費	226,027千円
歳入見積額	学校施設環境改善交付金	78,203千円
	学校教育施設等整備事業債	147,800千円
	一般財源	24千円

5 繰越明許費を設定する事業及び額

①小学校環境整備事業（トイレ洋式化：第三田名部小学校、大湊小学校）

歳出繰越額	工事請負費	63,910千円
歳入繰越額	学校施設環境改善交付金	20,678千円
	学校教育施設等整備事業債	43,200千円
	一般財源	32千円

②中学校環境整備事業（トイレ洋式化：大畑中学校）

歳出繰越額	工事請負費	81,807千円
歳入繰越額	学校施設環境改善交付金	25,635千円
	学校教育施設等整備事業債	56,100千円
	一般財源	72千円

③（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業

歳出繰越額	委託料、工事請負費	248,270千円
歳入繰越額	学校施設環境改善交付金	78,203千円
	学校教育施設等整備事業債	164,400千円
	一般財源	5,667千円

④小学校災害復旧事業（大湊小学校、大平小学校、大畑小学校）

歳出繰越額	委託料	2, 3 9 6 千円
歳入繰越額	災害復旧事業債	2, 3 0 0 千円
	一般財源	9 6 千円

⑤中学校災害復旧事業（田名部中学校、大湊中学校、大畑中学校、川内中学校）

歳出繰越額	委託料	2, 9 3 6 千円
歳入繰越額	災害復旧事業債	2, 9 0 0 千円
	一般財源	3 6 千円

議案第 2 号

むつ市下北自然の家条例を廃止する条例

むつ市下北自然の家条例を廃止したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、本年 3 月 3 1 日をもってむつ市下北自然の家を廃止するためのものである。

むつ市下北自然の家条例を廃止する条例

むつ市下北自然の家条例（平成19年むつ市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

むつ市議会第266回定例会報告

会期：12月2日（火）～12月19日（金）

1. 一般質問 12月8日（月）～11日（木）

質問者 2番 工藤祥子 議員

質問事項：2. 郷土芸能の継承について

(1) 「むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例」における「市の役割」とは

質問の要点：① 市内の民俗芸能団体の団体数は
② どのような支援をしているのか
③ 支援実績は

【答弁概略】

2. 郷土芸能の継承について

(1) 「むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例」における「市の役割」とは

本条例は令和6年3月15日に制定され、むつ市に伝わる伝統行事及び民俗芸能の継承発展についての基本理念を掲げるとともに市、民俗芸能団体等、市民及び事業者それぞれが果たすべき役割が規定されております。

教育委員会といたしましては、本条例に定める市の役割に基づき、伝統行事及び民俗芸能の継承発展、活動の環境整備、情報発信及び広報に努めております。

今後におきましても、各民俗芸能団体、市民の皆様、そして事業者の皆様が本条例の理念に照らし合わせた活動に取り組んでいただけるよう支援してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

（再質問）市内の民俗芸能団体の団体数は。

教育委員会として把握している団体は、現在59団体となります。

（再質問）支援実績の具体について伺う。

支援実績につきましては、文化庁補助金のほか、財団法人の補助金について周知しており、この活用実績は、令和6年度は7団体、令和7年度は8団体となっております。補助の主な内容といたしましては、伝統文化親子教室にかかる開催費用や衣装（浴衣）の新調、襦袢修理、見送り幕の房、太鼓等や提灯の修理等になっております。また、文化庁の補助金につきましては、令和6年度は11月に説明会を開催しており、その際、市が把握しております52の民俗芸能団体等のうち、活動継続中の35団体に直接御案内を差し上げております。

(再質問) 今後の方向性について伺う。

引き続き、条例や補助金にかかる周知のほか、申請手続きへの説明業務や進達業務を続けてまいります。また、今年度8月から9月にかけて、伝統行事及び伝統芸能団体様を対象にアンケート調査を行っておりますので、今後は、その結果も踏まえての支援を検討してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

質問者 5番 杉浦弘樹 議員

質問事項：1. 社会教育施設及び社会体育施設の機能の充実について

(1) 地域における公民館や図書館、体育館といった施設でのWi-Fiの設置状況と今後の整備計画について

質問の要点：① こどもから高齢者まで利用する社会教育施設及び社会体育施設にWi-Fiの環境を整えてほしい

【答弁概略】

1. 社会教育施設及び社会体育施設の機能の充実について

① こどもから高齢者まで利用する社会教育施設及び社会体育施設にWi-Fiの環境を整えてほしい

Wi-Fiの設置状況についてであります。図書館では全館で利用可能となっており、中央公民館では展示ホールにおいて利用が可能となっております。

次に、川内公民館、大畑公民館及び脇野沢公民館につきましては、Wi-Fiの設置はございませんが、これまで利用者からの御要望もなかったことから、本年度においても設置の予定はございません。

一方、教育委員会では、長期休業中におけるタブレット端末を活用した児童生徒への学習支援を目的に、一時的に公共施設へのWi-Fiルーター設置を行っております。

具体的には、夏休み、冬休み、春休みの期間、各公民館、図書館のほか、むつ来さまい館、下北文化会館2階のコミュニティラウンジに学校からWi-Fiルーターを借りて設置し、タブレット端末の設定を変更することなく学習できる環境を整えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(再質問) 脇野沢中学校の生徒からWi-Fi設置の要望があるが、設置する考えはないか。

要望があったとの御指摘ですので、利用者のニーズを御確認させていただきながら検討してまいりたいと考えております。

その際は、他の公民館の状況なども確認し、全体として判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

質問者 10番 村中浩明 議員

質問事項：2. 重要文化財の保存と常設展示場について

(1) 縄文遺跡の現状について

(2) 常設展示場の整備と今後の見通しについて

質問の要点：① 現在、二枚橋2遺跡からの出土品はどのように管理・保存され

ているのか。

- ② これまでの市民に対する公開実績があれば、期間や内容を伺う。
- ③ 二枚橋2遺跡の文化財的価値をどのように保存・活用・発信していく方針なのか、今後の見通しについて
- ④ 今後の常設展示場の整備についてどのように考えているのか伺う。

【答弁概略】

2. 重要文化財の保存と常設展示場について

- ① 現在、二枚橋2遺跡からの出土品はどのように管理・保存されているのか。
- ② これまでの市民に対する公開実績があれば、期間や内容を伺う。

むつ市大畑町二枚橋2遺跡から出土した縄文晩期を主体とする遺物である重要文化財二枚橋2遺跡出土品1,308点は、むつ市文化財収蔵庫の一室を改修し、温度差や直射日光及びカビなどからの影響を受けないよう慎重に管理・保存しております。

また、指定収蔵品の公開につきましては、近年では令和4年9月17日と18日の両日、青森県埋蔵文化財調査センターとの共催により、むつ来さまい館で開催した「地元の縄文再発見フェア」において、土面全19点等を出品しております。今年度7月18日から20日までの3日間、「令和7年度特別企画むつ市文化財収蔵庫期間限定公開」をむつ市文化財収蔵庫にて開催しております。

- ③ 二枚橋2遺跡の文化財的価値をどのように保存・活用・発信していく方針なのか、今後の見通しについて
- ④ 今後の常設展示場の整備についてどのように考えているのか伺う。

二枚橋2遺跡出土品は、一遺跡から発見された土面数としては全国最多であるなど、他地域では例のない特徴があり、その価値を広く発信してまいりたいと考えております。

一方、常設展示場の整備につきましては、相応の事業費が見込まれることから、今後の財政状況を勘案しながらの検討が必要であり、長年の課題となっております。教育委員会といたしましては、本市が所蔵するものと同様の文化財を展示、収蔵している他地域の施設の視察や文化財収蔵庫に収蔵しております未整理収蔵品の調査、整理、データベース化等を行いつつ、常設展示場の整備について、引き続き調査研究に努めてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

（再質問） 参加した市民の声や意見はどのようなものだったか。

今後の公開予定はどのように考えているか。

今年度7月18日から20日開催しました「令和7年度特別企画むつ市文化財収蔵庫期間限定公開」において、見学された皆様からのアンケート結果では、「満足した」という声とともに、「貴重な文化財を間近で見学でき大変感動した」「職員の説明が丁寧で非常によかった」「今後もこのような公開展示をお願いしたい」などの好評をいただいております。このことから、次年度以降におきましても可能な範囲で収蔵品の公開展示を継続してまいりたいと存じます。

(再質問) 重要文化財の保存修理の現状について伺う。

平成24年9月に当市大畑町の二枚橋2遺跡から見つかった遺物1,308点が国の重要文化財に指定されております。その内、320点につきましては、経年劣化による接合部分等の修復を行っております。現在の修復の進捗率は73%で235点については修復済みであり、残り85点については令和12年度までの計画で修復してまいります。

(再質問) 市民や児童・生徒が直接触れる機会は少なく限られている。市としてこれらの文化財を活用した展示、特に子ども達に対して、学校教育との連携など、地域住民への波及効果を固める取組を検討しているのか。またどのように考えているのか伺う。

現在、むつ市文化財収蔵庫は公開施設とはなっておりませんが、事前にお問い合わせいただければ、御希望の日程で見学できるよう可能な限り対応させていただいております。また、青森県埋蔵文化財調査センターが作成された教材「あおり縄文遺物セット」の貸出も行っており、学校における社会や図工、美術の授業等で活用いただけるよう案内しております。今後も可能な限り学校教育との連携に努めてまいります。

(再質問) 出土品の常設展示場の整備に対する市の考え。青森市の小牧野遺跡や七戸町の二ツ森貝塚のように、廃校施設を活用した展示保存拠点の整備の可能性について伺う。

常設展示場の整備については、廃校施設の利活用も可能性のひとつとして考えており、令和5年度から廃校施設を利活用した展示施設を視察してまいりました。これまでに五戸町の「ごのへ郷土館」、青森市の「小牧野遺跡保護センター」、岩手県久慈市の「歴史民俗資料室」や七戸町の「二ツ森貝塚」、外ヶ浜町の「大平山元遺跡ガイダンス施設」等を視察しておりますが、施設の大きさや目的で事業費はそれぞれですが、共通している課題は、紫外線の遮断、一定温度・湿度を保つための空調の問題など、文化財の劣化を早める原因を防ぐための改修費用が大変高額になるということでした。

また、市内の廃校となった施設につきましては、立地場所や施設の老朽化など課題が多く、改修費も高額となることが予想され、展示施設への転用にはハードルが高いと認識しております。

教育委員会といたしましても、常設展示場の必要性は十分理解しており、廃校施設に限らず、引き続き調査研究に努めてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

質問者 6番 櫻田 秀夫 議員

質問事項：2. こども基本法に基づく「こどもの意見反映」の市としての姿勢と方針について

- (1) こども基本法第11条に基づく「意見表明の権利」への理解と現状について（国が推進するこども・若者参画の理念を市としてどう捉えるのか）

(再質問) 先日行われた、こども議会を終えて、率直な感想を伺う。

むつ市こども議会は、市内の小・中学生が議会での体験を通して、市政と市議会の活動を理解するとともに、次代を担う市民としての自覚を深めることを目的として実施しております。

本年度のこども議会では、第一部は「むつ市中学生いじめ防止宣言書」の制定に向けた話し合いが行われました。制定された宣言書はホスト校からの提案をもとに当日まで各中学校で検討を重ねたものであり、こども議員は当日の話し合いを含め宣言書の制定への取組全体を通して、いじめのない学校づくりの大切さを実感する機会となりました。

また、第二部として中学生による市政全般や地域の課題についての提言をもとに意見交流を行う「チームミーティング」を実施し、自分達の住む地域を見つめ直し、むつ市の将来についてより深く考える機会となりました。

当日は代表者の出席でありましたが、その準備段階では各学校において十分に議論されていることが見られ、地域を担う人材が着実に育っていることを確信できた1日であったと思っております。

質問者 12番 佐藤広政 議員

質問事項： 1. 教育行政について

- (1) 長期休暇期間の統一について
- (2) エアコン、スポットクーラー設置状況について
- (3) 市内小中学校トイレ洋式化の進捗状況について
- (4) 学びの多様化学校について

- 質問の要点：**
- ① 長期休暇期間を統一できていないため、給食を提供できなくなる学校について教育委員会はどのように考えているか。
 - ② 市内小中学校の設置状況はどうなっているか
 - ③ 市内小中学校の水洗トイレの洋式化の状況はどうなっているか
 - ④ 現状、不登校生の受け入れ体制はどのようになっているのか、現状の受け入れ体制に不備はあるのか。
 - ⑤ 学びの多様化学校について詳細を説明して欲しい。

【答弁概略】

1. 教育行政について

- ① 長期休暇期間を統一できていないため、給食を提供できなくなる学校について教育委員会はどのように考えているか。

学校の長期休業期間につきましては、「むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第3条に定められており、夏季休業日は7月22日から8月23日まで、冬季休業日は12月24日から1月14日までとなっております。

ただし、校長が教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会に届出をすることにより、別に定めることができることとなっております。

(再質問) 日にちを統一して、一斉に始業式、終業式を行うことは可能なのか。

繰り返しの答弁となりますが、休業日等は規則により統一して定められており

ます。

校長が教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会に届出をすることにより、別に定めることができることとなっており、届出を行い、規則とは異なる休業日としている学校もございます。

(再質問) 防災食育センターでは、少人数には対応できないのか。

防災食育センターでは、調理能力を3,500食とする大量調理を前提とした全自動の機器や設備等を導入しているため、少量調理を行った場合、温度設定や調理時間のばらつきが生じ、安定した品質の給食の提供が困難となることから、最小調理数を1,000食としております。

(再質問) これまで自校式では対応できたものが、できなくなってしまう状態に不便を感じているのではないかと思う。日にちを統一するべきと思うが考えを伺う。

繰り返しの答弁となりますが、規則により休業日等は定められており、校長の判断で届出をすることにより変更することができる規則となっております。

実際、地域の祭りの関係で夏休みを短縮したり、修学旅行の関係で変更している学校がございます。

教育委員会では、学校の自主性を重んじておりますので、各校長におかれましては、給食の提供も含めて総合的に御判断いただきたいと考えております。

なお、防災食育センターでの対応につきましては、昨年度中に校長会等において御説明申し上げ、本年度の休業日を御判断いただいております。

② 市内小中学校の設置状況はどうなっているか。

市内小中学校のエアコンの設置状況につきましては、普通教室、特別支援教室、保健室、職員室、校長室、事務室及び用務員室について、本年6月までに全ての学校で設置が完了しており、快適な学習環境が提供されております。

なお、エアコンの設置が整うまでに普通教室等で利用しておりましたスポットクーラーにつきましては、順次、特別教室へ移設する計画としております。

(再質問) 特別教室へのエアコン、スポットクーラーの設置状況は。

特別教室のエアコンの設置につきましては、ルームエアコンが設置されているのはパソコンルームが7校、図書室と多目的室が1校、給食室が3校、体育館ミーティングルームが1校となっております。

なお、スポットクーラーにつきましては、各校から希望を確認して移設することとしており、今年度中に完了する予定となっております。

(再質問) これまでの整備において、不具合や意見等何かあったか。

設置したエアコンの中には、電源が入らない不具合が数件ありましたが、初期不良としてすぐに新しい機器と交換し、支障が出ないように対応しております。

寄せられた意見といたしましては、エアコン設置への感謝の声がほとんどですが、エアコンを設置していない廊下や特別教室が暑く感じるという御意見をいた

だいております。

(再質問) 暑さ対策への現場からの声等は、どのようなものがあつたのか。また今後新たな対策等は検討しているのか。

学校からの意見としては、エアコン設置への感謝の声がほとんどですが、エアコンを設置していない廊下や特別教室が暑く感じるという意見もいただいております。

今年度は従来から学校に配置している扇風機を活用して暑さをしのいでいただきましたが、特別教室につきましては、今年度中にスポットクーラーを設置する予定でありますので、次年度につきましては、今年度以上に快適に学習に取り組めるのではないかと考えております。

(再質問) 体育館へのエアコンの設置等の計画はあるのか。

具体的な計画はございませんが、防災の観点から文部科学省でも避難所となる学校施設の防災力強化を推進しており、学校体育館への空調整備を加速させる方針を打ち出しておりますので、教育委員会といたしましても調査研究を進めてまいりたいと考えております。

③ 市内小中学校の水洗トイレの洋式化の状況はどうなっているか。

市内小中学校のトイレ洋式化につきましては、令和6年度までに小学校5校、中学校4校の合計9校の様式化が完了しております。

今年度は工事の設計をしており、残りの学校も順次整備していく方針としております。

(再質問) 全国、青森県の状況と当市の整備状況は

文部科学省が令和5年9月に公表した全国のトイレ洋式化の状況によりますと、公立小中学校における洋便器率は全国が68.3%、青森県が68.4%、むつ市が39.7%でしたが、本年9月現在のむつ市の洋便器率は63.8%となっております。

なお、教育委員会といたしましては、今後、全ての小中学校のトイレを洋式化していく方針としております。

④ 現状、不登校生の受け入れ体制はどのようになっているのか。現状の受け入れ体制に不備はあるのか。

⑤ 学びの多様化学校について詳細を説明して欲しい。

こども達への支援の現状についてであります。市内全ての小・中学校において、学校の中のもう一つの居場所として校内教育支援センターを設置し、教室とは別の場所でエネルギーを蓄えたり、気持ちを落ち着かせたりできるよう支援を行っております。

また、学校とは別に、教育研修センター内にむつ市教育支援センターを開設し、学校復帰を目指した不登校支援を行っております。現在39人の小・中学生が登録しており、1日平均10人程度が利用し、学校復帰に向けてエネルギーを蓄え

られるよう多様な支援を行っております。

加えて、むつ市教育支援センターでの教育相談を充実させ、むつ市内の各学校と通室生や教育相談について情報共有するなどアウトリーチ支援を行っているほか、学校や相談機関とつながっていない児童生徒を対象にメタバースによる不登校支援を重層的に展開しております。

一方で、こうした支援とは別に、「少人数で学びたい」「自分のペースでゆっくり学びたい」といったニーズも高まっており、当市においても学びの多様化学校の開校を望む声が寄せられております。

そのため、こども達のもう一つの選択肢が必要であると考え、学びの多様化学校の設置に至ったものであり、同校におきましては、1対1の個別学習から始める。一日4時間授業である。行事等をこども達と共に考える。等の柔軟な教育活動が想定されております。

教育委員会といたしましては、学びの多様化学校の設置を含め、誰一人取り残さない支援と教育環境の整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

（再質問）市民から「学びの多様化学校」のような要望があったのか。義務教育では新しい形態であり、もっと議論すべきではないか。市民の理解は進んでいるのか。

不登校児童生徒への支援に関する御要望や御意見は、これまでも多くの保護者の方々から寄せられており、学びの選択肢を広げてほしいという声もいただいております。

また、「学びの多様化学校」は県内に前例のない新たな取組であり、十分な議論と市民の皆様の御理解が不可欠であることから、有職者による学びの多様化学校設置検討委員会を立ち上げ、現在も議論を重ねているところでございます。併せて、令和7年度末より、随時説明会を開催し、丁寧な情報提供と意見交換を通じて、市民の皆様への周知と理解の促進に努めてまいります。

（再質問）専門のスタッフが必要になると思うが、確保できる見込みはあるのか。箱は立派だが専門のスタッフが揃わないでは意味がないのではないのか。

学びの多様化学校には、現在の小・中学校と同様に県教育委員会が教職員を配置することとなります。不登校児童生徒の支援には、より専門性が求められると認識しており、人事につきましては県教育委員会の所轄であります。市教育委員会といたしましても県教育委員会と連携しながら適切な教職員の配置に努めるとともに、教員への研修を進め、ハード面の整備に加え、ソフト面の充実にも努めてまいります。

（再質問）再来年4月開校を考慮するとこうなるのかもしれないが、4月を考えるとのであれば、9月議会に提案すれば良かったのになぜできなかったのか。原因は何か。スケジュール管理がきちんとできていないと4月開校は無理となる。開校までの全体スケジュールがどのような計画になっているのか詳細について

奥内小学校に学びの多様化学校を設置することを決定した経緯につきましては、まず本年3月12日に開催いたしました第25回むつ市総合教育会議において、不登校支援の取組として学びの多様化学校の設置を検討する方針を決定いたしました。

次に、5月29日開催の第779回教育委員会会議において、検討状況や方針を説明し、6月2日には市長の定例記者会見において設置に向けた取組を発表しております。

その後、6月24日には奥内小学校閉校後の校舎利活用について奥内地区で地域説明会を開催し、地域の皆様から御理解をいただいたものと認識しております。

以上を踏まえ、9月25日開催の第782回教育委員会会議において、閉校後の奥内小学校校舎を活用し、学びの多様化学校を設置することを承認いただいております。

学びの多様化学校整備事業につきましては、当初本定例会への御提案を予定しておりましたが、本年10月に臨時会が開催されたことから前倒しで御提案させていただいたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度末に文部科学省への申請を行い、来春には各種説明会、夏には体験入学を予定しております。今後におきましても、4月開校に向けて着実に準備を進めてまいります。

（再質問）4月開校にこだわる理由があるのか。夏休みが終わってからとかでも良いのではないかと思うが。

現在、令和9年度の開校に向けて準備を進めており、文部科学省による開校決定は令和8年度末になるものと考えております。公立の学校ですので、教職員の配置は4月1日付けとなりますが、入学式につきましては、市内の小中学校よりも1週間から2週間程度遅らせ、配置された教職員の研修を十分に行ったうえで、児童生徒を迎え入れる予定としております。

（再質問）そもそも4月にしか受け入れできないのか。通年で受け入れ可能なのか。

学びの多様化学校につきましては、開校初年度となる令和9年度につきましては、4月の転入学を基本とし、開校に合わせた円滑な登校が可能となるよう令和8年度中に準備を進めてまいります。

次に転学につきましては随時可能ではありますが、面談や体験入学が必要であり、転学がふさわしいかの判定も行わせていただくことから、そのタイミングにつきましては現在検討中となっております。

（再質問）生徒数、学校規模、定員等はどう考えているのか。たくさんの子ども達が入学を希望した場合、どのように調整するのか。

本校は、市内の不登校児童生徒を対象とし、小・中学生が共に学ぶことができる小中併置校として設置することとしております。学校規模につきましては、小学校は1クラス8人の3学級、中学校は1クラス10人の3学級の計6学級54人程度を想定しており、少人数によるきめ細かな支援が可能となるよう配慮して

おります。

また、少人数での学びを実現するため、本校へ転学する児童生徒につきましては、面談や体験入学を丁寧に実施し、本人及び保護者の意向を十分に確認した上で、教育委員会内に協議・判定を行う機関を設置し、より適切に転入学の可否を判断することを検討しております。

（再質問）利用する方は限定的だが、運営費は税金である。経費、市の負担について詳細に説明すべきであると思うが。

本校の対象となる児童生徒は少数ではありますが、当市では「こどもまんなか社会」の実現を掲げており、その具現化に向けて、誰一人取り残さない多様な学びの場の提供を推進してまいります。財政負担につきましては、開校にあたり交付金の活用などにより一般財源の負担軽減を図るとともに、持続可能な取組として不登校支援に活用できる基金について、本定例会に御提案させていただいております。今後も市の財政負担の抑制に努めてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

（再質問）運営上の課題は整理されているのか。検討委員会で現在何が検討されているのか。数回だけの検討委員会で議論は尽くされるのか。時間はどの程度費やしているのか。

現在、学びの多様化学校設置検討委員会では、本校の教育課程を中心に検討を進めていただいております。これまで事前に資料を送付し、あらかじめ検討議題を共有した上で2回2時間ずつ開催しており、在籍校に通えず悩んでいるこども達が、どのようにすれば学びの多様化学校で力を伸ばせるのか、どのようなカリキュラムで実施するのが適切かについて議論しております。

12月中旬には3回目の会議を開催し、必要に応じて委員から個別に意見を伺うなどしており、十分に議論を深めることができていると認識しております。

また、令和8年度においても、3回程度の開催を予定しております。

（再質問）実施設計の予算は検討委員会等の意見が反映されているか。

設置検討委員会では、主に「学びの多様化学校における教育課程のテーマ」を中心に議論しております。その他、こども達が通いやすい環境整備などについても御意見を伺っており、実施設計に取り入れさせていただいております。

（再質問）建設の総予算はいくらになるのか。財源はあるのか。既存の学校をそのまま使えないのか。改修する必要があるのか。

建設費につきましては、実施設計において算出されるものでありますが、概ね1億4千万円程度を想定しております。

財源につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金のほか起債を活用し、自主財源の抑制に努めます。

奥内小学校校舎は平成13年の完成後、24年が経過しており、照明器具のLED化、トイレ洋式化のほか、ルームエアコンの追加など必要最小限の工事を予定しております。

（再質問）教育研修センターも改修している。なぜ同時進行しなければいけないのか。センターの改修が済んでからでよいのではないか。

不登校児童生徒の数は年々増加し、不登校支援は喫緊の課題であり、早急な対応が求められている状況でございます。教育支援センターは、在籍校への復帰を目指す児童生徒を支援する施設であるのに対し、学びの多様化学校は、少人数であれば通うことができる、もう一つの学びの選択肢を提供するものであり、それぞれ異なる役割を担っております。こうした多様なニーズに応えるため、両施設の整備を同時に進めることで、不登校支援をより重層的かつ効果的に行い、誰ひとり取り残さない教育環境の実現を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

質問者 1番 佐藤 武 議員

質問事項：2. 教育行政について

(1) 教職員の勤務実態と教職希望者の減少や病気休暇取得者増の原因について

(2) 不登校の実態、不登校の原因と対策について

**質問の要点：① 青年の教員希望者減少と病気休暇取得者が増えていると思っ
ているが、むつ市での現状は。また、どのように考えているか。**

② 不登校児童生徒数（3年間）

③ 原因として考えられること、どのような対策をとってきたか。

【答弁概略】

2. 教育行政について

**① 青年の教員希望者減少と病気休暇取得者が増えていると思っ
ているが、むつ市での現状は。また、どのように考えているか。**

時間外在校等時間の推移であります。小学校では、令和4年度37.4時間、令和5年度37.3時間、令和6年度35.4時間となっており、中学校では、令和4年度73.6時間、令和5年度58.1時間、令和6年度46.7時間となっております。

また、病気休暇取得者及び休職者の状況であります。令和4年度16名、令和5年度22名、令和6年度13名であり、そのうち精神性疾患を原因とする休暇取得者及び休職者は令和4年度7名、令和5年度9名、令和6年度5名となっております。

次に、教員希望者減少と病気休暇取得者が増えていることに対する受け止めでございます。市として教員採用を行っていないため全国的な傾向への所感となります。全国平均では平成12年をピークに教員志望者は年々減少しており、令和6年度採用では小学校は2.2倍、中学校では4.0倍、青森県においては、令和8年度採用の試験において、小学校1.2倍、中学校2.5倍となっており、教員志望者は減少しているものと理解しております。また、その要因については様々あるかと思っておりますが、教師としてのやりがいや他の職業では得がたい貴重な経験といったプラスの要因に比べ、労働時間の長さ、休みの取りにくさや多様化する児童生徒や保護者への対応の大変さといったマイナスイメージが大きいので

はないかと推察しております。

また、病気休暇取得者についてであります。当市においては、増えている状況にはないことから、これも全国的な傾向についての所感となりますが、令和5年度の公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、精神疾患による病気休暇職者は7,119人で、前年度から580人増加しており、その要因としては、児童生徒に対する指導に関する事、職場の対人関係、校務分掌や調査対応等の事務的な業務に関する事が多く挙げられていることから、そのようなことが原因であると受け止めております。

(再質問) むつ市の平均時間外在校等時間で計算すると、(残業代があれば)月額いくらになるか。

教員にしましては、教職調整額があり残業代という考えがないこと、また、給与等の支払いは県教育委員会の所管であることから回答は差し控えさせていただきます。

(再質問) 給特法で超勤限定4項目が認められているが、授業研究、教材研究、テストの採点、提出物やノートの点検、生徒指導、部活動、保護者対応、学級通信づくりなどは教員による「自主的・自発的な労働」なのか。

勤務時間外に行われるものについては、現行法上、そのように区分されていると理解しております。しかしながら、教育環境、勤務環境改善のため、国における幅広い議論の中で、現在の教育現場の実情に即した環境になることを望んでおります。また、教育委員会といたしましては、教職員の働き方改革を進め、時間外在校等時間の縮減に取り組んでおりますので御理解を賜りたいと存じます。

② 不登校児童生徒数(3年間)

③ 原因として考えられること、どのような対策をとってきたか。

直近3年間において、病気や経済的理由を除き、年間30日以上欠席した市内の児童生徒数は、令和4年度96名、令和5年度148名、令和6年度161名と年々増加しております。

不登校の要因につきましては、県教育委員会では、児童生徒の「登校」に対する意識の変化があると分析しているものの、不登校の要因は多岐に渡り複雑に絡み合っていることから、市教育委員会といたしましては、要因の特定に終始するのではなく、学校復帰に向けてどのように支援していくかを重視しております。

市内小・中学校においては、すべての学校で校内教育支援センターを設置し、現に不登校の状態にある児童生徒に支援を行っているほか、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに日々取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましても、むつ市教育支援センターにおける、教育相談や社会的自立を目指した支援を通して、児童生徒とその保護者及び学校への支援の充実に努めているところでございます。

加えて、本年度は特に学校や相談機関とつながっていない児童生徒を対象に、メタバース空間を活用した不登校支援を新たに実施しております。更には、少人数なら学校に通うことができる児童生徒を対象とした学びの多様化学校の開校を

令和9年度に計画しております。

教育委員会といたしましては、市内すべての児童生徒とつながり、どの子にも多様な学びの場を保障できるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(再質問)「子どもの権利条約」で、こどもは「保護の対象」ではなく「権利の主体」と規定している。こどもにも人間としての人権があることが十分保障されていると考えるか。

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、1989年11月22日に国連総会で採択され、日本は1990年9月21日に署名、1994年4月22日に批准しております。この条約は、世界の多くのこども(18歳未満)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点からこどもの人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。

学校教育においては、もとより、こどもの人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教育が行われなければならないことは極めて当然なことであり、日本では、1994年5月22日に本条約が発効されたことを契機に、さらに一層、教育の充実が図られてきたことと理解しております。

今後も、こどもが人格を保った一人の人間として尊重されなければならないことについて、教育活動全体を通じて、こども、保護者、教職員等の理解を深めてまいりたいと考えております。

(再質問) 国連子どもの権利委員会の勧告で是正を求められている競争的でなくのびのびしたこども時代を享受できるために、いじめ防止対策強化、ストレスの多い学校環境、過度な競争的システムからの解放を求めているが現状をどうとらえているか。

国連子どもの権利委員会は、2019年に日本に対し、「いじめ防止対策推進法に基づく効果のないいじめ対策、並びに学校におけるいじめを防止するための反いじめプログラムおよびキャンペーンを実施すること」、「ストレスの多い学校環境(過度に競争的なシステムを含む)からこどもを解放するための措置を強化すること」を勧告しております。

教育委員会におきましても、2013年に制定されたいじめ対策推進法に基づき、「むつ市いじめ防止基本方針」を作成し、市内すべての小・中学校でも「学校いじめ防止基本方針」を定め、組織的にいじめ防止対策に取り組んでおります。また、今年度はむつ市こども議会において、こども議員の話し合いで「むつ市中学生いじめ防止宣言書」を制定するなど、こども主体のいじめ防止への取組が推進されております。

また、各小・中学校では、日常的な観察や定期的なアンケートによって、こどもの不安や悩み、ストレスを把握しながら教育相談やスクールカウンセラーの活用を通して一人ひとりに寄り添った対応を行っております。

そして、学校現場において過度に競争的なシステムは、こどもの学校への不適応や学習意欲の低下につながるものと考えております。教育委員会では、各学校にこどもに寄り添った魅力ある学校づくりを求めているので、御理解を賜り

たいと存じます。

2. 議案審議 12月12日(金)

教育委員会関係

議案第94号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
人件費の増額補正を計上。

⇒ 12月12日(金) 原案可決

議案審議 12月19日(金)

教育委員会関係

議案第96号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
災害復旧費において、小学校災害復旧事業費、中学校災害復
旧事業費、図書館施設災害復旧事業費の増額補正を計上。

⇒ 12月19日(金) 原案可決

3. 付託議案審議 12月19日(金)

教育委員会関係

議案第70号 むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例

⇒ 12月19日(金) 原案可決

議案第71号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

⇒ 12月19日(金) 原案可決

報告第 2 号

むつ市議会第 1 7 0 回臨時会報告

会期：1月9日（金）

1. 議案審議 1月9日（金）

教育委員会関係

議案第 1 号 令和 7 年度むつ市一般会計補正予算
小学校災害復旧事業費、中学校災害復旧事業費を計上。

⇒ 1月9日（金） 原案可決

市指定文化財「一ノ谷屋島合戦図屏風」の修復について

むつ市指定有形文化財「一ノ谷屋島合戦図屏風」の所有者である常念寺より、令和7年12月7日付けで修理届が提出されたため、今後、令和8年度より3ヶ年で修復を行う予定であることを報告するものであります。

●修復予定の文化財名称及び員数

一ノ谷屋島合戦図屏風 6曲1双

●修復内容

専門業者に修復業務を委託し、抜本的な解体修理を行う。クリーニング、絵具の剥落止め、欠損部の補修、下地骨や表装部材の新調等を実施、根本的な資料の安定化を目指す。

●修復の必要性

経年劣化により、絵具の剥落、紙の欠失や破れ、表装具の破損、下地骨の歪み等が認められる。これらが進行性の損傷であるため、早急に抜本的な解体修理が必要である。

●修復業者

(株)修護(東京都) 国宝修理装演師連盟に加盟

●修復予定期間

令和8年5月から令和11年3月

●これまでの経緯

令和6年5月に(株)修護による調査を受け、抜本的な解体修理が必要と診断された。その後、令和7年1月に近世絵画の専門家である大分県立美術館の■■■■館長や、名古屋城調査研究センター■■■■学芸員(当時)にも調査していただき、改めて修復の必要性を確認していただいた。